

告 示

埼玉県告示第二百三十五号

平成二十九年埼玉県告示第三百七十四号（低炭素建築物新築等計画の認定基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告示中「別表都市整備部の項第百十八号金額の欄イ及び同項第百二十号金額の欄イ」を「別表都市整備部の項第百二十号金額の欄イ及び同項第百二十二号金額の欄イ」に、「第十五条第一項」を「第十四条第一項」に改める。